ロシア・ミール論の学説的整理をめぐって

――「割替」に関する評価を中心に――

桂 木 健 次

ロシア・ミール論の学説的整理をめぐって

----「割替」に関する評価を中心に----

桂 木 健 次

目 次

- 1. ほじめに
- 2. 14, 16世紀北部ロシアの黒い土地と農民的土 地所有一ドヴィナの例証—
 - (1) 黒い農民共同体と貴族「領主」
 - (2) 北部ロシア「封建化」把握の視角
- 3. ロシア・ミールと土地割替
- 4. 一応の結びと展望

1. はじめに

資本関係の形成が、その歴史的・論理的な前 提態として、「労働と所有の本源的統一」 = 本 源的所有を措定し、またその解体過程を先行さ せていることは言うまでもない。つまり、① 「自由な小土地所有」(「小規模家族農業」)な らびに回「東洋的コムーネを基礎とするゲマイ ンシャフトリッヒな土地所有」(「アジア的共同 体」)の二つの主要な所有形態を解体すること であった。

さて、この前資本主義的な社会形態における「私有」(=「封建的」所有)による労働者(耕作者)の剰余労働の「横奪」をマルクスは、『資本論』において、近代的地代範疇との関連で規定している"。マルクスはこの場合、「自由な小土地所有」から構成された共同体にたいする領主制の「横奪」については、西ョーロッパ諸国の運動に明示的に限定されたものとして「貨幣地代」という範疇規定を与えている"。つまり、西ョーロッパでは、前資本主義的な耕

作者は、その最も前進的な形態として「自由な小土地所有」として、つまり生産手段の所有者としてあらわれる。あるいはまた、今だに自分自身が直接に生産手段として、「他の諸生産手段」に所属しているところの、「奴隷・農奴等々」としてもあらわれる。

西ヨーロッパでは、本源的蓄積の対象として あらわれるのはこの二形態のいずれかであった"。 経済学のカテゴリーとして、前者は「貨 幣地代」、後者には「労働地代」「生産物地代」 という余剰労働横奪の表現をとるというのである"。

ところで、アジア的共同体が、資本の「創世 紀1 =本源的蓄積の対象となっているところで は、こうした範疇は適合しえない。こうした社 会での本源的蓄積に先行した「横奪」について は、マルクスはあくまでも「資本、近代的地代 節職しを理論的に措定した上で、比喩的な規定 として、「租税的地代」という範疇を与えてい るのであるり。マルクスはこれについて、『資本 論』第3巻第47章で、本源的地代とは別にア ジアでの「租税的地代」という範疇規定を次の ように識別している。つまり、アジアにおける ように、国家が「土地所有者であると同時に主 **権者たるもの」として直接に耕作者に対応して** いる場合には、「地代=租税」である、否むし ろ、その場合には地代形態と異なる租税なるも のは存在しない、と6。

ロシア社会ならびにその原基形態たるロシア・ミールについても、このような見地からこれまで、所有論的ないしは地代論的な接近視角によるさまざまな研究が試みられてきた。マルクスの言葉を借りていえば、ロシア農民は、19世紀の後半に至ってもなお「耕作者の私的所有」ではなく、「農耕共同体」という原古的構成の最新段階での「共有」としての土地を、しっかりとにぎりしめているといわれている。

周知のとおり、ロシア農民のこの共同体的土 地所有と利用にかんする見解は、マルクス同時 代人、並びに現在に至るまで、研究者たちの間 ではさまざまに入りくんだ対立がみられる⁹。

本稿では、H. H. ボクロフスキーの近著『14~16世紀初のロシアにおける国有地農民の土地所有についての文書 史 料』(ノヴォシビルク、1973年)" および E. H. コロチンスカヤの土地台帳研究¹⁰ を参照として、こうした ロシア・ミール論の学説史的整理をおこなうてがかりとして、北部ロシアの黒い土地および黒い農民共同体 BOAOCTE の「動化」および その展開の中にあらわれた土地所有についての発展の範疇的な解明を試みることにしたい。

- 1) マルクス『資本論』第3巻第47章, 長谷部駅, 河出掛房, 昭和39年, 4分冊, 271~297頁。望 月清司『マルクス歴史理論の研究』(岩波街店, 昭和48年),第7章第1節参照。
- 2) マルクス,同上,ならびに『剰余価値学説史』, 邦訳『全集』28巻Ⅲ,547~548頁。
- 3) マルクス『資本論』第1巻第24章, 同上版, 1 分冊, 562~563頁, 564頁。
- 4) 1) と同じ。望月氏の考究によると、マルクスは「資本論」では、「要綱」 段階からさらに論理を進めて、古代的・封建的地代賭形態を「地代」の近代的範疇から峻別しうる地代論を確立し、これを前提として古代的(二地中海世界的)、封建的(二中世西欧的)の私的土地所有と支配の体制の解明を行ったといわれる。この指摘から多くの

啓示をうけた (同上, 491 頁)。

- 5) 6) マルクス『資本論』第3巻第47章, 同上, 278頁。
- 7) マルクス「ヴェ・ザスーリッチあて手紙」並び に「草稿」(邦駅 『全集』 第19巻, 386, 399, 404頁)。
- C. Goehrke, Die theorien über Entstehung und Entwicklung des "Mir", Otto Harrassowitz. Wiesbaden, 1964.
- Н. Н. Покровский, Актовые источники по истории черносощного землевладения в России XIV-начала XVI в, Издательство "Наука", 1973.
- Е. Н. Колотинская, Правовые основы земельного кадарста в России, Издательство московского Унив, 1968, глад. 1. и 6.
 - 2. 14, 16世紀北部ロシアの黒い土地 と農民的土地所有一ドヴィナでの例 証一

(1) 黒い農民共同体と貴族「領主」

ロシア・ミールが原古的構成の時代から19世紀に至るまで継起しているという説は、ベリヤエフ (スラヴ派)、レシコフ (非スラヴ派)、レオントヴィチ (ザドルガ説)、カヴェーリン (歴史法学派) らによって、エヴェルスやハクストハウゼンを系譜して提示された。マルクスは自分の史観からこの継起説を一応摂取したが、これとはまったく異った見地に立つロシア・ミール説もまた、依然として今でも根づよい。ベリヤエフとの画期的な論争でマルクスをして注視せしめたB・チチェーリンをはじめ、ヴェセロフスキー、エフイメンコ、プスコフ、そして現代においては、ゴェールケもまたこの見解にある"。

こうした論点の一つに、モスクワ公国または それに先行する時代に郷-共同体の「共同体的 占有」、 農民耕地にたいする 郷の処分権を実証 しがたいとし、共同体占有(土地にたいするミールの占有平等性、割替原則および処分権)は 近代の人頭税導入に起因して、本質的には領主 地に形成された、というのである。。 我国でも 近年、鈴木健夫氏が、19世紀に北部ロシアで 「均等土地割替」が採用されて、「共同体的土 地利用」がはじめて浸透一実現したという結論 を提出されている。 他方では、 農民の共同体 による耕地の再分割を、 人頭税に先立って歴史 的にも論理的にも措定して論証しようとした研 究もみうけられる。近年ではE・H・コロチン スカヤの前掲替があげられる。。

また、ボクロフスキーの前掲書も、モスクワ 公国時代並びにそれに先立つ 農民共同体の存在、土地経営の実態について、さらには農民の 斗争についての貴重な論拠を文書史料の整理に もとづいて提供している⁵。 それとともにそれ は、学説史的に、「農耕共同体」の規定につい ての再構成を迫るものであり、コロチンスカヤ や1930年代のリヤシチエンコによる慣習的分 割と「均等割替」の区別と関連をめぐる問題に ついて⁷、立ち入った考察の必要を促してさえ いるのである。

国有地 展民 черносошные крестьяне の土地 所有史こそ, こうした問題解明の素材となりうると思われる。例えば, ボクロフスキーは発見 解読された現存のさまざまな部類の文書史料を 綜合的に利用して, その各々の特殊性を配慮して予想しうる 誤解をさけるようにすれば, 「封建的」所有の形成史, とくにそれにたいする国有地 展民共同体の土地所有の原理, 性格を十分に把握することが出来る, と結論づけている。。

本章では、このボクロフスキーの研究に沿って、 黒い 土地における 農民共同体とい わゆる 「農民の土地所有」との関連を解明し、そこに おける大貴族領主の搾取、経営形態の範疇的な 基礎を提出しておきたい。

大ロシアのうち、中央部の諸公国では「封建 的」関係の発達、「領主」の私的な土地掠奪は 比較的に高く展開していた"。 とはいえ, そこ での「領主」といえども形式的には農民に自由 な土地移動権を公認し、また不動産登記、移譲 証券での取引対象を,「農民の耕作しない土地」 に限定していた100。これに対し、北部なかんづ くドヴィナでは、「領主」の発達は著じるしく低 度で、また個々に散在していて、圧倒的な黒い 土地に比すれば見劣りのするものであった""。 もっともドヴィナでも、大ノヴゴロド行政区時 代。 とくに モスクワ 公国による併合 (1471, 1478年) の直前に、 ノヴゴロドとドヴィナの 大貴族,修導院,教会,聖ソフィヤ家といった 「領主」の所有地が形成されてはいたが12),こ うした 「領主」は14世紀頃から農民の土地を 掠奪して形成されたのである131。

ドヴィナの大貴族は、こうしてその地の住民、農民の郷、共同体の中から抬頭しているのであるい。15世紀頃になると農民共同体の土地所有には「動化」が見られはじめ、共同体成員もしくは成員外の個々人、あるいは郷の上層部の者のもとにこうした土地集中がはじまり、その結果、土地所有者の所有地として「領主経営」の組織化が見られはじめた150。ドヴィナの地の「領主」層、ドヴィナ大貴族はこうして一まず構成されたのである。

繰りかえし確認しよう。ボクロフスキーは、 C・B・ロジデストヴェンスキーの研究¹⁶⁾を 批判的に摂取しつつ、こうした「領主層」が比 較的に富裕な国有地農民たちの間から成り上っ たと、指摘しているのである。自分たちの手に 共同体の土地を集中したのは、農耕に依存した

農家や村の 共同体 のうちの 富裕な 成員であっ たい。ここでは、彼らが自分たちの所領するこ ととなったこうした土地または郷で、「奴隷」 ではなくして、隷属農民あるいは共同体成員で あった「農」民」の労働を使用したという指摘 に注目を促がしておきたい。この点はロジデス トヴェンスキーの所説への批判としてなされた ところである。ポクロフスキーは、この点を強 調し、ここにドヴィナ大貴族と共同体農民との 間に歴史的に敵対的な矛盾が発生したとみてい る18)。この指摘は、ロシア「封建化」の前提と してのホロープ制=奴隷制を予見する見解にた いする批判として、ロシアが原古的段階から直 接「封建制」に移行したことを示唆する意義を もつものである。(これについては後に述べる ことにしよう)

共同体の土地を擁護しようとする農民とそれを私的に所領しようとする大貴族との間の対立について、ボクロフスキーは、1397年にドヴィナ大貴族による黒い土地の掠奪に際しての事件を紹介しているが、さらにヨリ明確な指示をなした文啓史料が、今のところ入手されていないとのことわり書きが付加されている。しかし、いずれにせよ、ドヴィナ大貴族と 農民共同体との間の 利害関係はきわめて 激烈 なものがあり、ノヴゴロド大貴族に対するドヴィナの反逆(1342、1367、1397~98年)に際して両者が一時的には「同一」利害に立って団結していたにもかかわらず、当初から完全に相入れないものであったことは明らかであり、そのことを示唆するいくつかの事例が合わせて紹介されている200。

ドヴィナのこの反逆は敗北した。それはノヴ ゴロド大貴族によるドヴィナの土地にたいする 強度な利用, およびドヴィナ大貴族上層部の根

絶とをもたらした。それまでに部分的にはすで に、ノヴゴロド大貴族はドヴィナの土地利用を 限られた内容で行っており、 またドヴィナの ポモリエの土地資源の摂取として、ノヴゴロド 機構による租税の定期的発送の義務付けがなさ れてはいた*11'。ところで、こうした反逆の敗北 による打撃が大きかったとしても、ドヴィナ大 貴族が 完全に 壊滅してしまった ので はなかっ た。15世紀のドヴィナでの裁判事件にかんする 証書は、1478年にモスクワ公国によるドヴィナ の併合までは、ドヴィナ大貴族がノヴゴロド大 貴族ともにこの地の主要な所有地を領有してい たことを指示しており、彼らが国有地農民の郷 一共同体を犠牲にして、自分たちの所有地を拡 張さえしていたという情報を提供している220。 ポクロフスキーは, エ・アンドリアノフ・イヴ ァンおよびスタフィー・グリゴリエヴィチやそ の他の名称をもつ貴族の所有地にちなんだ地名 を挙げて、これはこうした郷や、村、で世襲領地 の個々が成立していた(勿論その地のすべての 郷がこうではないが)ことを証明するものであ るとしている23)。 その 他に 文鶴史料では、 教 会, 聖ソワィヤ院, ドヴィナ河上流にあるノヴ ゴロド大僧正の所有地が確証されており、こう した土地所有の発達もまた疑いもなく農民共同 体の耕地を犠牡にしてなされたことが指示され ているのである24)。

ところが、1478年に大ノヴゴロドの独立が解体してのち、モスクワ公国によってノヴゴロドとドヴィナの大貴族すべての所領地は没収され大公のものと宜言された²⁵⁾。国有地農民の共同体、郷による土地所有の役割はノヴゴロド全土で再び増大した²⁶⁾。

国有地 展民の共同的土地所有, その形態的分析は 本章二節にみる ように, 併合に 先立って

፟ 놐) 攵 ヶ 晋

司

τ

も,「領主」による農民の黒い土地の掠奪にも かかわらず、依然大きな役割を果たしつづけて いたことに注目すべきであろう"。文書史料に よると、ドヴィナでは広大なこうした黒い土地 が14世紀以来残こっていて、しかも農民共同体 の経営がすでに慣習的に耐久力を得ていたこと を確証できる。またドヴィナでは領主関係が中 央ロシアのようには発達しておらず、黒い土地 の至上の所有者、上位共同体の長への従属関係 もきわめて弱いものであったことも確証するこ とができる。ドヴィナの国有地農民は自分の土 地を無限に使用していたのである28)。

北部でも中央 ロシア でも、 黒い土地は、 実 質的には国有地農民の共同体による土地所有 землевладение として存在していたが、形式的 には「封建国家」の所有 собственность にあ った。ローマ法的な「所有」概念は表面的にた てまえとしてロシアを支配したのであって、事 実上は国有地農民の共同体が無限の力と権利を もっていたことに留意する必要がある290。この ことについてポクロフスキーは次のよう記述し ている。

「北部でも 中央 でも 黒い 土地は封建国家の

有 にある。というのは、国有地農民 は分領侯=封建的所有のためにいろいろな、税、 を支払っていたからである。黒い土地における **農民の封建的な従属は、大貴族、修導院および** 領主の地におけるよりはずっと弱いものであっ た。 農民共同体 крестьянские общины は, 黒 い土地では比較的には大きな権利を行使してい た。国有地農民とその共同体は、黒い土地を管 理する権利さえもっていた。そのうえのみなら ず、中央ロシアの場合、この権限は分領侯国当 局の統制機構の下にあったのだが、北部ロシア の殷民は大抵、事実上自分の土地を無限に管理

使用して、互いに、または領主の土地を収用し ていた³⁰⁾ (下線は引用者によって付加したもの)

分領侯―封建的所有という規定については多 少の 違和感を 禁じえないが、 それはさ ておい て、国有地農民共同体の土地所有の根本原理に ついて解明するのに先立って、誤解をさけるた めに、次のポクロフスキーの指摘を紹介してお く。国有地農民共同体の土地所有は、「共同体 と私的所有との間の妥協形態しである。という 指摘である。共同体内部からの私的所有の分離 はやっと始まったばかりで、この過程はまだ未 完にもかかわらず、すでに郷の上層部に属して いた成員の所有者の手に黒い土地の集中と掠奪 をもたらしはじめていた。この所有者はこうし た自分の土地において隷属農民や「農」民」 の労働、賦役を使用しはじめていた。しかし彼 らは、この所有地を自分の封建的所有に変える ことは出来なかった310。その理由の一つは、「領 主」による土地掠奪に対抗する黒い農民共同体 の斗争があり32),二つにはすべての黒い土地の 「所有者」である「封建」国家 (上位共同体) がこうした変化には反対であって、こうした変 化を妨害していたことにある330。

- 1) C. Goehrke, ebenda., SS, 173~180.
- 2) Ebenda, S. 176
- 3) 鈴木健夫「農奴解放前の北部ロシアの非領主農 民と共同体的土地利用」『早稲田政治経済雑誌』 72年228号, 96, 123頁。
- Колотинская, там же, стр. 141~142.
- 5) Покровский, там же, стр. 10~92. 本昚の 第1章は14から16世紀第一4半期における封建 的所有にかんする文哲史料の分類と研究に捧げら れていて貴重な内容をふくむものである。
- 6) リヤシチエンコ著『マルクス主義農業経済学』 上卷,直井武夫职,南北旮院刊,昭7,317頁。
- 7) Колотинская, там же, стр. 140~141. リヤ シチエンコ,同上,317頁。前者では「人頭税の 導入は共同体での…自由で均等な土地割替を根絶

しなかった」, 後者では「土地分配の平等性の原則は国家の財政政策, 人頭賦課の直接の帰結であった」となっている。

- 8) Покровский, там же, стр. 10, 226.
- 9) Там же, стр. 141.
- 10) Там же, стр. 141, 148.
- 11) Там же, стр. 148, 227.
- 12) Там же, стр. 162.
- 13) Там же, стр. 150~164.
- 14) Там же, стр. 155.
- 15) Там же, стр. 156.
- 16) С. В. Рождественский, Двинсие бояре и двинское хозяйство хіу-хуі вв. Изв. АН СССР, ОГН, 1929. No. 2, 3. ロジデストヴェ ンスキーの主な論点は、以下の2点である。 ①ド ヴィナでのノヴゴロド大貴族の土地経営が1397~ 98年の蜂起鎮圧によってもたらされた。回その経 営は「奴隷」と届人の労働使用による営利性であ ったということであった。ポクロフスキーは,オ スタフィー・アナニエヴィチの逸言状 (1393年), フェドル・オスタフィエヴィチのそれ (1435年) にもとづいて、ドヴィナでのノヴゴロド大貴族経 営がすでに蜂起以前にはじまっていたこと、この 大貴族一門が所有する若干の 大 村, 10の小 メールコェ・・・ロ 「 村 」の名称こそ,隷属段民が生活していた ことの 証しであるとして, ④回 の論点を 批判し た。Покровский, там же, стр. 150~151.
 - 17) Тамже, стр. 156.
 - 18) Там же, стр. 150~151, 156. 227.
 - 19) Там же, стр. 156~157.
 - 20) Там же, трс. 154~155; 《Новгородская первая летопись старшего и маладшего изводов》 М.—Л., 1950, стр. 391~392. [ノヴゴロド大貴族に対するドヴィナの先頭にはドヴィナ大貴族が立っていた。ドヴィナ軍司令官イヴァンとコーンは,権力を欺握するや,自分の仲間たちと共にノヴゴロド人の郷ならびにノヴゴロド大貴族のそれとを部分的に分割してしまった。 [一時的ではあったが] ドヴィナ大貴族に引渡された土地は、ノヴゴロド大貴族の所有地だけではなく,またすべての大ノヴゴロドの国有地にあった多くの郷も同様であった。だがこのことはドヴィナの野、の状態悪化をもたらし,ドヴィナの郷共同体の激しい不満をかりたてたに違い。この対立はこの際(ドヴィナ蜂起)運動の弱さの一因となってい

- **ઢ**] (Покровский, там же, стр, 154)。
- 21) Там же, стр. 150.
- 22) Там же, стр. 154~155.
- 23) Там же стр. 155; «Грамы Великого Новгородаи Пскова» Под. ред. С. Н. Валка, М.-Л., 1949. No. 134, 194, 214, 215 и др.
- 24) Покровский, там же, стр. 157~158; ГВН, No. 250, 256, 217 (聖ソフィヤ家); < Акты, собранные в библиотеках и архивах Российской империи Археографическою экспедичиею императоской Академии Наук т.і. (1954~1958), СПБ., 1836, No. 94. д.>
- 25) Покровский, там же, стр. 150.
- 26) Там же, стр. 150.
- 27) Там же, стр, 162.
- 28) Там же, стр, 222~223, 227.
- 29) Там же, стр. 162, 222, 227.; Oliver H. Radkey, The Agrarian Foes of Bolschevism, Columbia Univ. Press, 1962 (First p. 1958), pp. 25~26.
- 30) Покровский, там же, стр. 227.
- 31) Там же, стр. 227.
- 32) Там же, стр. 218. 黒い郷ヴェリ, ペジェム およびクゥロイの長はノヴゴロド侯や大貴族が掠 奪した土地を裁判で取りもどそうと試み (ААЭ, т.i, No. 94, I. II), コクドゥル郷の長は 1501 年 にフェドル・シゥイギンが掠奪しようとした郷の 牧場と漁場とを裁判で守り抜いた (Отдел рукописей и древних актов Ленинградского отделения Института истории Академии наук СССР. Собр. грамот. до 1613 г., No. 1/33)
- 33) Покровский, там же, стр. 227~8.

(2) 北部ロシア「封建化」把握の視角

西ヨーロッパ中世の基底には、「村落共同体」 と領主的封建的所有の関係が横たわっている。 マルクスは「村落共同体」を「農耕共同体」段 階と区別して、「第二次構成」の「新しい共同 体」と呼んだ。これは河音能平氏が適確に指摘 しているように、農奴的小農が封建的所有に対 決し、奪われた「所有」をとりもどし、農奴制 i.

0.

Ľ4

を克服すべくつくり上げた共同組織の地域的な統一体として、「二度目に構成された」ものである³4°。従ってこの共同体は封建的領主の所領内に形成されており、領主から分配された分割耕地を封作者農民の「私」的「所」とし、付属地(森林、牧場、荒蕪地)を共同体的所有としていた³5°。この共同体は、その原古的な原型から受けついだ標徴的な刻印のおかげで、周知のように全中世を通じて自由と人民生活の唯一のかまどとなっていた³6°。とはいえ、それが原古的な「農耕共同体」段階から比べて、隷属する共同体に変えられていることには相違ない³7°。

北部ロシアの黒い土地の農民共同体では、モ スクワ公国に併合される前に、すでに見たよう に、共同体の内部からの私的所有の分離がはじ まり、大貴族「領主」経営を生み出していた。 こうした「領主」はその「自分の所領 | で隷属 農民や小作農の労働を用いていた。共同体農民 が付属地で耕作していた「共同体のための賦役 労働」が、大貴族の私的掠奪によって、大貴族 のための賦役労働に転化していたのである。だ が大貴族はその所領を自分の封建的な所有に転 化しえなかった。つまり、14、15世紀ドヴィナ の大貴族経営では、農奴制という西ヨーロッパ 中世に典型な封建的私有には転化しておらず、 それに先行する段階としての「賦役労働」が存 在していたことになろう。これについてはマル クス『資本論』第一巻第八章での「ドヴィナ諸 侯国」の事例が示唆的ある38)。

ロシア公国は中世後期 (16世紀以降) に、世襲ステエー グレポストニーサエストガイ 領地制と 農 奴 制 という「封建的所有」を本格的に確立するのであるが39, モスクワ公 国時代をも含めて、それに先立つ諸公侯国並立時代をどのように把握すべきであろうか。この

問題は歴史学の研究成果に待つ外ないい。

(補記) ロシア「封建制」の研究視角の問題に ついて、マルクスの古代社会等読むノート、とりわ け М. Ковалевский ノートの研究がぜひ必要であ る。本稿脱稿後の昨年11月,経済学史学会第37回 全国大会における研究報告「マルクスにおける本源 的所有とロシア・ミール論」でとりあげたことであ るが、コヴァレフスキーが Mogal Empire 時代イ ンドに西ヨーロッパ的規定での封建制をみようとし ている点に対するマルクスの批判的評注はぜひ検討 に価するものと思われる。 この点につい て、The Ethnological Notebooks of Karl Marx (Assen, 1972) の編者 Lawrence Krader が, アムステル ダム国際社会史研究所報 International Review of Social History, 1973, No. 2 に発表した 論文 The works of Marx and Engels in Ethnology Compared, ibid., pp. 223—275 は注目すべきであ ろう。われわれも一昨年来、Совецкое Востоковедение, 1958, No. 3, 5, で マルクスのコヴァレ フスキー・ノートを研究してきたのであるが、クラ ーデルの研究成果に大きくはげましをうけた。とく に、次のマルクスの指摘はロシア「封建制」把握に 向うにあたって示唆的である。

「コヴァレフスキーは就中、農奴制がインドには なく, 西欧的な一モメントであることを 忘れ てい る。〔耕地管視人 (Палграве を参照のこと) の個 人的役割については、隷属的身分の農民にだけでな く、自由な農民にも、封建君主のおかげで(管理人 の役割として), 関与していることである。従って, それはインドでは Wakuf を除き、とるに足りない 役割を果している〕 [ローマ的・ゲルマン的 封建制 に固有の田園文学 (Maurer を参照) については、 インドでもローマでも存在しない。インドでは何処 でも耕地は貴くないので、耕地は平民においては何 か譲渡しえざるものであったのだ!]コヴァレフス キ自身は主な差異そのものに気づいてはいる。つま り、領主裁判権がないこと、特にムガール大帝の帝 国における市民権の不在に関して。」 つまり マルク スは、インドには西ヨーロッパ封建制の三モメント が欠いているとし、この領主裁判権、市民権の不在 の外に殷奴の概念の不適合、および上述のような耕 地管理人 Vogt の不在を挙げている。 クラーデルは この点の指摘にもとづいて、「マルクスの 機論の全 体的方向は、インドをヨーロッパ史から区別しよう

とするところにある。西ヨーロッパでのそれの一ヴ ァリアントとムガールインドのそれとをもって一般 的な封建制カテゴリーを考えることは重要なことで はない。インドはある特徴では古代ローマと同じく し、またローマは社会、歴史、文化、生産様式等々 の一エポックとしてはヨーロッパ封建制と同じくし ており、オリエント社会とは異っている。この問題 についてはマルクスの全体の方向は人類史を普遍的 な段階に区分する図式には反対なのである」(ibid., p. 267) と結論づけている。 これはわが国での研究 における類型と段階認識についての歴史研究方法論 とともに大きな成果であると言わねばならない。こ の件については、近く発表予定の拙稿「1861年改 革の経済的意義にかんする一考察」(学会報告の改 稿論文) で全面的に展開しているので、ここでは割 愛したい。(昭49年4月)

ともあれ, 14~16 世紀初めは, 「賦役労働」 クレホスストニーチエストウオ からはまだ「農 奴 制」==封建的所有は 構成されていない。ポクロフスキーは、大貴族 経営で使用されていた労働者を「隷属農民 (завысимый крестьянин)」, 時には「小作殷民 (половник)」あるいは「自由な共同体成員 (Жободный общиник)」という用語で把え ており,「奴隷 (холбп)」 又は「雇人 (наёмный работник)」ではないと、ロジデストヴェンス キーをきっぱり批判するとともに、自ら決して 「農奴 (крепостной)」という用語を使用して はいない。従って、ポクロフスキーは、14、16 世紀の農民共同体が西ヨーロッパ諸国でのよう な、その原古的構成を解体させられて「二度目 に構成された共同体」ではないことを論証づけ ねばならないことになった。 彼は, 「農民共同 体の土地所有」の「動 化」について、次の ようにドヴィナの郷共同体と関連づけて解明し ている。

ノヴゴロドとドヴィナ大貴族の土地はモスク ワ公国による併合(1471, 1478年)によって没 収され, ドヴィナでの大貴族「領主」の土地所

有=経営の歴史はこれで終りを告げた40。この 大貴族の土地は大公の所有地=黒い郷に変えら れて、 農民の 実質的な 管理と 所有に 委ねられ た40。こうして、教会領主などの所領が、今で は全ての黒い土地から区別されるところとなっ たが、その比重はわづかなものであった430。従 って、ドヴィナの土地所有は、15世紀末にまず 第一に、国有地農民の郷、共同体の土地所有と してあらわれたといえるい。そしてこの土地の 農民は、黒い共同体=郷共同体に連合してい た。この「郷」волость という用語は、黒い土 地に共通して北部、中部を問わず使われている 集落単位であって、 北部ではしばしば 「村」 「野営村」「百人組」の代わりにも使われてい た。15,16世紀の郷は、数十の農家から構成さ れたものが大半であったようである(5)。その外 にドヴィナの地では、ヨリ大きな「ミール組 織」への郷ミールの合同が確証されており、 スロヴォーダ 「ドヴィナの 大 村」と呼ばれていた。この大 ミールはモスクワの統治でも認められて、その 「地方の 長 」を選出していた。個々の郷ミ ールにも 長、百人長、税とり立て人がそれぞ れ選出されていた40。 郷の長と百人長らは, 租税をとりたて(租税は若干の地では軽く,ま た時にはモスクワ公国の配慮で全然かけられな かった) が、 郷ミールの 利害を裁判で擁護し、 郷成員農民を保護し、諸郷ミールの事業の統一 に画参した48)。

さて、郷共同体の内部では、耕地と付属地の分割にかんして、いわゆる「固有の二重性」の問題はどのようになっていたのであろうか。共同体からの分割をうけた「耕地」は、「農家の個人的所有(личная владения крестьянского двора)」となっていた⁴⁹⁷。これには、屋敷地内の地所 усадебная земля が加わって、農民は

の

ь

れ

で

従

こうした 土地にかんしては、 自由に 使用、 発 却,抵当,移譲をなすことができた⁵⁰⁾。共同体 はいったん分割してしまうと、農家のこうした 土地を処分することもできず51), またモスクワ 公国からの行政的管理統制も十分行われていな かった52)。従って農民は農家単位で、共同体か らの分割地であったこうした土地を、あたかも 自分の私有地のごとくに扱い処分するようにな る53)。 農家 の 耕地 (пахотная земля) は 通 常,遠隔している種々の畑原耕地 (пашнья) ロストーク ポロサ ウチャーストク に「一片の土地」「条」「地 画」に分かれてい て, 旧くからの耕地と並んで森林中の耕地, 時 パシニヤーポロスシャヤ・レソム には森林を 開墾した耕地 とがあった。 農 民がとくに「自分の所有地」として固執して使 用したのは、森林中の樹木を伐り払った地面に あった耕地であった54。ところで畑原耕地はし ばしば全体として「郷の共同地」とみなされた のであるが、個々の農家の間で「条」に分割さ れ、農家による土地の所有権移転の際に、個別 的に「地条耕地」に編入されていた55)。

文醬によると、個々の農家の所有地には、草 刈附属地が含まれていて、農家の全ての個々の 所有地と一緒にか、もしくは別々に、所有権移 転がなされていたことが確証される⁵⁶⁾。

この 展民草刈地が, 耕地同様に, 各々の郷の畑原耕地で, 多くの「条」「地画」に分割されはじめている点が注目をひく⁵⁷⁷。この草刈場とは違って牧場に予定された別の付属地 подскотинаは, 当時, 個々の 農家の利用もしくは所有地としてではなく, 郷農民により共同利用された⁵⁸⁷。

黒い農民は、こうして租税の支払いを条件づ プラヴォ・ヴラデュナ・ゼムリュ けられた「土地の所有権」を「自分の所有 地」にたいして所有していた。彼らは、この 「自分の所有地」でいろいろな取引協定にあた って、実に多くの自由を享受した。これらの土

地は、普通の不動産登記証券や権利譲渡証書で 売買することが出来たのである⁵⁰⁾。しかし、自 分の土地とはいえ、これは西ヨーロッパ中世の 「新しい共同体」にいう「耕地の私的所有」の 意ではない。郷農民の土地の所有権移転に対す る共同体の統制は、時たま行なわれる程度で、 ただ租税の土地からの正確な取り立てに関心を 持っていただけであった600。また、こうした農 民による黒い土地の所有権移転に対して、大公 の行政的統制も行われていなかった611。15世紀 末から、普通の証券と区別されて、特殊な農民 不動産登記証券が、大公の所有地と宜言された 里い土地での所有権移転に際して普及されはじ め、漸次、大公の領主権の増大が確証されはじ めてはいた620。しかし、これは黒い農民による 自分の土地にたいする管理権を変えることには ならないで、15、16世紀のこの権利譲渡証告 には、黒い土地の所有権移転に対する大公の統 制の跡かたを一つだに確証することはできない (中央部では小さな取引でもいちいち,大公の 倉庫管理人や裁判官の積極的な関与で締結され ていた)63)。 モスクワ大公による黒い農民の自 由な土地移転に対する制限の企てはずっとのち のことである64)。

- 34) 河音能平 『中世封建制成立史論』 (東大出版, 73年 (71年初版), 287頁。
- 35) 36) マルクス「ヴェ・ザスーリッチへの手紙」 および「草稿」(『全集』 邦駅、第19巻, 405 頁)。
- 37) 能野聴「<個人的所有> 論と歴史学」「歴史学研究」第382号,47頁。
- 38) マルクス 「資本論」 第1巻第8章, (同上, 一分冊, 196頁)。
- 39) Wolfgang Küttler, Zum Verhältnis von Spätfeudalismus und Genesis des Kapitalismus, in: Genesis und Entwicklung des Kapitalismus in Russland, (ed., P. Hoffman & H. Lemke), Akademie-Verlag, Berlin, 1973, S. 70.

- 40) 石戸谷重郎「最近のソヴェト史学におけるホロープ研究」「史学雑誌」81-10, 11号76 頁。福富正実氏紹介「ソヴェト史学における奴隷制・農奴制・および東洋的専制国家の諸問題」「東亜経済研究」第41巻2号。
- 41) Покровский, там же, стр. 163.
- 42) Там же, стр. 162.
- 43) Там же, стр. 162, 165.
- 44) Там же, стр. 165.
- 45) Там же, стр. 165.
- 46) Там же, стр. 165~166.
- 47) Там же, стр. 223. 農民の間で古代からの慣習として распределение податей по земле があった (Колотинская, там же, стр. 141)。
- 48) Покровский, там же, стр. 166.
- 49) Там же, стр. 167, 177.
- 50) Там же, стр. 167. この耕地 (畑原) の所有 権移転は外庭と一緒にかもしくはそれとは別々に 行われていた。
- 52) Покровский, там же, стр. 177~178.
- 53) Там же, стр. 177. 鈴木健夫「前掲」, 98頁。
- 54) Там же, стр. 168.
- 55) Там же, стр. 168.
- 56) Там же, стр. 169.
- 57) Там же, стр. 169. 文書では、当時の共同体的利用のもとにあった草刈地についての明確な指摘が不足している。このことから、多くの草刈付属地にたいする土地所有者の掠奪が、個々の農家の所有地でなされたことを確証することができる。このことは私的所有の分離が新たにはじまりつつあることを示すものである。なお、シェロン行政区では草刈付属地は依然として郷の共同利用にあった(Там же, стр. 170)。
- 58) Там же, стр. 169.
- 59) Там же, стр. 177.
- 60) Там же, стр. 177.
- 61) Там же, стр. 178.
- 62) Там же, стр. 178.
- 63) Там же, стр. 179.
- 64) 鈴木氏の指摘するところでは、こうした農民の

自由な土地所有権移転にたいする中央政府の干渉は、17、18世紀に至ってもきわめて弱く、1768年の第2次土地境界画定令でもってはじめて、本格的な干渉がはじまっている。だがそれは、17世紀以降顕在化した村占有者と呼ばれる大土地所有者に対する規制ならびに黒い土地の保護を目的とするものであるとわれわれには思われる(鈴木「前掲」110~111頁を参照)。

3. ロシア・ミールと土地割替

14, 16世紀初めの北部ロシア(ドヴィナ)には、以上で見たように、①共同体の崩壊がみられず、そのままで歴史的に前進をたどっており、②「奴隷制・農奴制等々」ならびに「発達した領主直営地」の自立的 ウクラードを欠いており、②租税についてはドヴィナの黒い土地から大ノヴゴロド侯(大守、軍権貴族)、のちにモスクワ大公に直接支払われていた」。こうした特徴は、西ヨーロッパ中世における「封建制」への移行過程と、そしてまた、中部ロシアのそれとも異なった類型をみせている。以下、本章では①についてのみしばって理論的な諸問題を解明しておこう。

7

됟

1

7.

Ę

ĸ

7

る

ドヴィナの機民共同体における土地所有の原理を歴史範疇上の問題として考察するにあたって、 郷共同体 (BONOCTHAIK MUP; BONOCTHAIR OGULHA) における農民の以上のような「割持所有」が、均等で定期的な土地割替という事象を欠いている、ないしはその存在を積極的に根拠づける文献的裏付けがないということには、今日なお 理論上の 大きな 注意が 向けられている。ロシア・ミール学説をめぐる見解の対立と論争点の1つをなしているのがこの問題であって²¹、 北部ロシアにおける共同体的土地利用の形成を、18世後半に「均等土地割替」の採用をまって把握せんとする見解は、前述のように今

原

7

ая

持

象根

b

٤

の

を

今

に

â.

日なお根づよい3)。

マルクスは、1881年草稿の中で、ロシア・ミールを「社会の原古的構成の最新の型」として表われる「農耕共同体 (commune agricole)」として把握している。 そしてこの 「農耕共同体」が「ヨリ原古な型」から区別される特徴的な主要三点を、次のようにあげている。

- (i) 血のきずなによって束縛されない自由 な人間たちの最初の社会集団
- (ii) 家屋とその補完物たる屋敷地とが個別 に〈私的所有としての〉耕作者のものと なっている。
- (iii) 共同体の譲渡しえない所有である耕地は、定期的に共同体成員の間に分割され、従って各人は自分にあてがわれた畑を自分自身の計算で用益し、その果実を個別的にわがものとして領有する。

だが、マルクスの「農耕共同体」規定における根本は、それが本源的所有のうちで「前進的 諸時代」の「最初の段階」を示したところの、「固有の二重性」という規定にあることを知らなければならない。つまり、〈共同所有〉と〈分割耕作、果実の私的領有〉との二重性にあるのでありが、「定期的に分割云々」には、それほど重大な意義をもたせてはいないようにわれわれには思われるが。

ビョートル大帝による人頭税の導入(1722年)は、その後の土地割替の採用を促進したが(18世紀後半に自由な土地の狭隘が感じられるようになって、大ロシアでは到るところの共同体で採用されるようになったが)、当時すでに 農民の間には、共同体による土地税の割当て慣習と並んで、自由な土地割替 (перераспеределение земли) が行なわれていたのである。「国有地農民の間では、土地によって租税を区分するドレーヴェー・オブイチャイ 昔からの 慣習 が残っていて、ステップ地帯を除く全ての県では、農民たちは初め、土地を地質によって条に分けた100」。

農民が耕地と草刈付属地を個々の農家の間で ポロサー ウチャストウク ポデリーチ 「条 | 「地 画」に分割したことについては, すでにポクロフスキーの指摘にもとづいて考察 してきたところであるが111, コロチンスカヤの 研究で今少し補ってみよう。 エフィメンコが 『人民のくらしの研究』(1884年) 212-213 頁 で引照した、1612年 パニロフ 郷村落誌による と、ノヴィンカ村では、共同体が慣習的に土地 の量と質の上での配慮をなしてきた120。そこで は15世紀末に共同体成員の間に租税の割当て が行われたが13)、これは、それぞれの農家の地 質による 土地区分、 その大いさを 十分に 配慮 し、それぞれの経済状態(家畜、穀物の数量、 働き手の数、副業のあるなし等々)に応じて割 付けられている10。共同体成員それぞれへのこ うした税の割付けの基礎として、村団誌、土地 台帳が作成されており、そこに農民が書きしる した地質ごとの土地分割と登記が残されている のである150。こうした地方慣習に基づく共同体 内部での土地の質と趾による土地割替、その土 地ごとの税の計算---これは人頭税導入に先立 って (さらには 1676 年の農家課税の 採用に先 立って)確証できるところである。

こうした割替の慣習は主として、租税の強制 割当てに伴なう共同体内部での租税の均等割当 ての必要性、人口増加ならびに予備の土地の減 少とによって生じたのであるから、その当初は ややもすれば、質的というよりも量的なもの、 すなわち土地の鼠的均等だけにあったことは否 めない160。ドヴィナの「割持所有」の例証でみ たように、当時農民は共同体の分割によって得 た (開墾での増加での増加分を含めて) 「自分 の土地」を家族の「遺言利用」とし、空地かも しくは相続者のいない土地についての新たな分 割と増加もしくは減少を若干併なっただけであ った170。北部の黒い農民では、その他に自由な 「自分の土地」を所有権移転していた。多くの 黒い農民は、こうした「自分の所有地」を自分 の「世襲地」と呼んでいたが、17世紀になる と、モスクワの統治はこうした観念を禁じはじ めた。それは農民が「自分の土地」を所有権移 転することにたいする禁止としてはじまる180。 こうして 農民の土地利用が、 漸次相続されて、 一定の耕地を占有し、さらに、草刈付属地の分 割利用→分割所有となり、土地の地質による算 定の要素がこれに加わりはじめていった190。耕 地, さらには草刈付属地での分割は, 地質, 地 画の形相、地形の起伏、共同体で採用されてい る輪作、降水量、遠近などの事情を考慮の上な されたのである20)。

展家の間での土地の一分一割 は、それぞれの仕方なさされた。ある共同体では分割単位で直接、他の多くの共同体では、土地を展家群ごとにまずもって分割し(10~100戸)、グループ内でさらに展家ごとに分割した。その分割単位は共同体の裁量にまかせられていたようである²¹¹。

全ての農家は地画、条の土質ごとに均等に、

「自分の土地」を自由使用したが、耕地の登記と計算にあたって、沼地、石の多い土壌で粘土地の谷間といった空地は「耕地」とはみなさず、塩沼地など劣等な土地が割当てられた場合には、共同体はこれを経費で補うか、面積の増加でもってその埋め合わせを行った²²⁾。 農家の間での条、地画の割当てはまちまちに行われ、中央ロシアの諸県では「くじ」でなされた。北部でも一定の付属地に限っておこなわれている²³⁾。

たとえば、チェレボヴェツ県では、その土地 割替について次のようになっていた。三つの畑原耕地はそれぞれ30の小耕区に分割されていた。その小耕区は地質によって区分されていて各々同じ大いさになっていた。それぞれの小耕区は30の家長の間で「くじ」で割当てられた。一条のたけの長さは35サージェンで、巾には差異があった。慣習として巾は2サージェンで、家長がこれを2人の者に割当て、4人が巾4サージェンの条を受けとっている。こうした方式では、各家長がそれぞれの畑原耕地で30条を割当てることが出来るので、全部で90条になる。森林中の土地は各家長に6条、牧場は5条が割当てられている²4°。

共同体展民の間での土地割替は、中央ロシアをはじめ展民共同体が長年の実施過程で、領主権力など「封建的所有」に対して慣習的につくり出したという側面を見おとしてならない。北部ロシアの展民の間では、均等割替ではなかったが、共同体単位で適時に地割り(генеральное межевание)が実施されていた35°。 農家に分割利用(所有)されていた北部ロシアについて、共同体的土地利用の慣習がなかったと断論してしまうこともまた出来ないのである。

0

我々は、北ロシア・ドヴィナ県アンドリヤノ スタン フ野営村が 1665 年に行なった「116人の貧農の 記

i土

₹.

:1/2

請願」を想起することができるであろう。 農民 たちは、 均等原則に 基づく 全面的な 割替の実施、租税支払の軽減について同年ツアリに請願したのである。この時この割替請願に反対した 農民は 22人いた。 ところでこの 116人の 請願の根拠は、当局によってすでに以前に他の県内の郷で割替が認可されていること、当地では前年の大洪水のためにドヴィナ河に沿ってある所有地が泥におおわれてしまい、所有地境界線が不明になってしまった。というものであった260。

この例からこう結論づけることができよう
――北部ロシアでも、土地割替は当局の認可の
下に、特に苦境(洪水)の場合に限って、地割
りとして行われていた、と***。このことは、カ
ウフマンが想定したごとくに、割替実施を一義
的に「土地の不足」に基づかせることではない
にしても、「至上の所有者」 = ツアリにたいす
る隷属をしいられているロシア北部の黒い郷に
おいても土地再分割動機の存在を示すものとい
えよう。

共同体の全 展家に関係する「共同の」あるいは「昔からの」土地割替は、共同体の決定でなされ、全成員に土地を質と量ともに対等で所有させた。この割替(再分割)を招来した理由は、地域によりさまざまであったようだが、展家成員数の変動、共同体での土地分割の変動、度重なる共同用地の販売、共同体の劣等な地画の販売、および全成員の動機といったことも考えられるのである²⁸⁾。

17世紀後半までの新村附近で割替された地画にかんする目録によると、土地割替は単に農村の共同体農民だけではなく、都市の地でも行われており、当時すでに新村近くの耕作地の割替が、条ごとに農業が発によってなされており、各農民夫婦は耕地で条ごとに(三圃地で同数の

条を)受けとっていた。この新村近くの割替は、耕作地で10年ごとに、草刈地、牧場では毎年おこなわれた²⁹⁾。このように共同体における土地割替は、慣習に従って、地方、所有地、時代によって異なった方法・根拠・範域をもっていた。他面では土地割替は、以上のように変化・変形してはいたが、共同体のうちにとどまり、その本質的な標徴においては同一の性格をもっていた³⁰⁾。

「封建国家」が立法的・行政的に、こうした 農民の間の土地割替に介入したのは、1722年 の人頭税導入を先がけとして、18世紀の60年代に入ってからである。こうした介入の試みは、皇室林野局の事業としてなされ、緊要な農民請願として呼びおこされたのである***。そうした農民請願の高名な例が、皇室領ヴァージスキー郷の代表(Выборные Аюди)と農民が1739年1月に提出した「ミールの概要報告」であり、今や人頭税によって農民夫婦2人分の租税が取り立てられるようになったので、土地測定を「1人分は大きく、他の方は小さく」行うように配慮してほしい、とするものであった**

人頭税が 次第に 農民共同体の 構成に 作用して、従来の慣例としての土地割替を再構成したことについては、 租税の システム、「租税的地代」の意義づけと合わせて検討しなければならないが、別稿の課題にまわしたい。

2月19日法令によって地主 (旧領主)と「前 「奴隷」との関係を定めた証督が作成されたが、 その作成と実施は農民の大きな抵抗を呼びおこ した。1863年初め頃まで農民は、証督に証明することを拒否したのである。その理由は、買戻 し金規定が公証人たる長の所で登記される必要があって、それ自体が農民にとって不動産登記 証券の代わりとなったからである。農民分与地 の形式的区分基準にもとづいた測定は、地主と 農民との間で合意が得られたにもかかわらず、 測定は、全農民分与地のわずか七分の一だけに とどまり、規定どおりの測定証魯作成はなされ なかったもようである。360。

関展金の基準については、土地価格、土地からの収入額の規定ではなく、ただ租税の規定の規定の場合をはなる。 この〈年一回の租税〉とは、 農民に分与地をあてがうさいに地主のために法令証書で定められたものであり、 時価見積り6%とされていた、つまり16%倍であったことになる。租税もまたその中に、 ①土地からの収入額だけでなく、 回非農業からの稼ぎ(農民の労働所得)を含んでいた。この点でコロチンスカヤは、 農民が実際には1861年改革によって、土地だけでなく、とりわけ17世紀以降の「封建的」従属で奪われてきた自分の人格的自

由をもまた買戻したという側面について指摘している³⁷⁷。このことは事の一面を言いあててはいるとしても、全体的には、国家に対する負債が農民の経済総体を大きく規定し、マルクスが『1861年のロシア改革と改革後についての覚え書』で指摘しているとおり、結果的には旧領主に対する「経済的従属」を深め、地主地への役馬持参による請負耕作という雇役労働報酬に依存することを余儀なからしめたのである。

ミールの耕作地(мирская полевая земля)は、農民の共同体的土地利用にゆだねられたままであった。そしてそれは、彼らの間で一人当り、夫婦単位およびその他の方法で、割替られるかまたは分割されることが依然として認められた。このように2月19日の法令は、前領主農民の共同体にたいしてさえ、土地割替権を旧来通りにまかせて、共同体が自分の土地関係を整理する機会、なかんずく地主と無関係にミールの耕作地の割替を行なう機会を与えた。同法令が土地割替にさいして当該村落家長の2/3以上の決議に基づいて許される、ということであった350。

1893年までは、 展民の土地割替についての法令は存在しなかった。それは、 慣習法に沿ってずっと行なわれていたのである。 1893年6月8日の法令は、全ての耕地、付属地に至る土地を対等に割当てるこの慣習的な原則を採用して、定期割替の期間を12年に1回と決定した(割替をこの期限以前に行う場合には県の許可が必要である39)。

以上,近年の経済史学上のいくつかの研究によって,ロシア・ミールがその「農耕共同体」 的構成を維持しつつ,長い歴史過程を通して 「割替共同体」を定立してきた経過について素 窗 て 負 が

質主 り役

こ依

赶之

こくうろを

я)

主整・ル・大会

以上 5つ

間短

ン法 って 18 bを

· (割 ·必

に対って素

描してみた。ここで次章に、これまでの検討を ふくめ、一応の要約をしておくことにしたい。

- 1) Покровский, там же, стр. 181, 182. なお, ドヴィナの黒い土地の一部では, 15 世紀末に 農 民は オブローク を受け入れはじめている (crp. 182)。
- 2) Goehrke, ebenda, S. 160, 163, 188~190.
- 3) Н. В. Устюгов, Инструкция вотчинному приказчику, первой четверти хvііі в, Истрический архив Нр. 4, 1949; М. В. Витов, Историко-географические очерки заонежья хvі-хvіі веков, Из истории сельских поселений, М., 1962. 鈴木「前揭論文」 も参照。
- 4) マルクス「ヴェ・ザスーリッチあて手紙」および「草稿」(邦駅『全集』19巻, 406頁)。
- 5) 同上, とくに第2草稿 (402頁)。
- 6) これについては次稿で学説史的に全面的に考察 する予定であるが、次章の小括で一応の整理を行 っている。ミールが「第一形態」の農耕共同体で あるとする定義に注意のこと。
- 7) Колотинская, там же, стр. 140. リペツ ウェーズト セロ 郷 Ш村の例。
- 8) Там же, стр. 139~140. コロチンスカヤの説が妥当であると思われる。
- 9) Там же, стр. 140~141.
- 10) Там же, стр. 141. 史料は, Историческое обозрение 50-летней деятельности Министерства государственных имущество, ч. 2, отд. 2, СПБ, 1888, стр. 47.
- 11) Покровский, там же, стр. 168~169.
- 12) Колотинская, там же, стр. 139~140.
- 13) Там же, стр. 187. 文書史料によると, 大公の租税割当ては, ドヴィナの黒い土地にたいして特例的であり, 当時や16世紀前半には, ある地方では重く, いくつかの地方では有名無実な性格を帯びていて, また時には黒い土地全体にたいするモスクワ公国の政策上,全然割当てがなされなかった。また, 農民の新開墾地(森林中の地面の耕地や草刈場),新開墾の村落・郷全体については耕地の範域から欠落して見られ,一切のレンタ支払いをまぬがれた(Покорвский, там же, стр. 183~4)。
- 14) Колотинская, там же, стр. 137.

- 15) Tam жe, crp. 138. 共同体内の課税単位は農家であったので、その限り、村団誌は共同体内各農家の土地分割にかんする正確な情報を提供している。
- 16) Там же. стр. 148.
- 17) Там же, стр. 148; Покровский, там же стр. 167, 187.
- 18) Покровский, там же, стр. 186~187.
- 19) Колотинская, там же, стр. 148.
- 20) Там же, стр. 148.
- 21) Там же, стр. 149.
- 22) Там же, стр. 143, 150.
- 23) Там же, стр. 150.
- 24) Там же, стр. 150. 原史料は < Труды местны комитетов о нуждах сельскохозяйственнои промышленности >, т. 25, Новгородская губ.. стр. 441.
- 25) Колотинская, там же, стр. 152.
- 26) Goehrke, ebenda., S. 178. Н. В. Уотюгов, К вопросу о земельных передалах на русском севере в середине xvii века, Историческии архив, Hp. 5, 1950, стр. 40 ~49.
- 27) Goehrke, ebenda, S. 178.
- 28) 29) Колотинская, там же, стр. 151. см;
 Г. Ф. Ълюменфельд, О формах землевладения в Древней России, Одесса, 1884,
 стр. 329.
- 30) Колотинская, там же, стр. 148.
- 31) Там же, стр. 152.
- 32) Там же, стр. 152; см, П.П. Дюшен, Уравнительное землепользование и крестьянское хозяйство в Забайкальском крае, м., 1901, стр. 18, 鈴木「前掲」 101~103 頁も 参照。
- 33) Колотинская, там же, стр. 142. リヤシチェンコ『前掲書』, 320頁。
- 34) リヤシチェンコ, 同上, 319頁。
- 36) Там же, стр. 146.
- 37) 38) Там же, стр. 147.
- 39) Там же, стр. 153.

4. 一応の結びと展望

本稿冒頭で 引照して おいた マルクス のいう 「農耕共同体」 の標徴的な規定とは、「ヨリ原 古的構成」からの歴史的前進の結果として成立 した 共同体的土地所有、 すな わち 「 機耕共同 体」 段階に 汎通した 普遍的内容の ものであっ た。とすれば、それはより具体的には「農耕共 同体」という 本源的社会の 発達段階 として, (i) 原古的, 本源的構成の最新の型ないしは層 という規定, (ii) 原古的, 本源的構成の内部に 第二次構成(私的所有)への移行要因が形成さ れている過渡期という二義的な内容と把握され る必要がある"。「ローマ的、ゲルマン的形態」 は (i), (ii) の両義において, また「アジア的 形態」は(i)の一義(ないしは主な規定)に おいて定義される類型を表わしているといえよ 5 2) a

また、「アジア的形態」には、(i)「アジア的な 基本諸形態」の他に、(ii)「変形した(派生的) 諸形態」が含まれていて³⁾、マルクスもまた、「スラヴ・ロシア」における共同体的土地所有 については (ii) の意義においている⁴⁾。だが、同じようにスラヴ共同体、ロシア・ミールと一 がよりにスラヴ共同体、ロシアの郷共同体、②中部ロシア領主農民の共同体、③南スラヴの 間一世帯共同体等々といった諸類型をもっているのである。従って、北部ロシアのミールを範疇的に理解するにあたっては、(ii) の①という 類型としての理論範疇で定礎する必要があることを知らなければならない (補注)。

『要綱(諸形態)』では、亜「第一形態」(すなわち「アジア的形態の変形形態」) という「スラヴ人の共同体」は、

函 「小さな共同体が相互に独立して併存し

ている」

- ® その共同体自身のなかでは、「個人は 彼に割当てられた分有地で家族とともに独立して働く」
- © その労働には、「共同の備畜(いわば保 険)および共同団体そのものの経費に充当 する(つまり戦争、祭祀等)」のための「一 定の労働」が含まれている。
- ① ここに (©) 「最も本源的な意味での首 長領有権」が見出される。
- ® この点(©→®)に「賦役等」への移行の基礎が伏在している。
- ® 共同体の「共同性」は「家長たち相互の 関係」として代表される。

という標徴をもっている[®]。 我々はこの規定 をスラヴ共同体,「ロシア・ミール」に汎通し た形態規定であるとしておこう。とすると,北 部ロシアの郷共同体については,

- ®' 村 ならびにいくつかの村からなる 郷 が 「一つの共同体」を構成し、ある場合に はいくつかの 郷が 「事業の 統一」 のため 「ドヴィナの 大 村」を構成していた"。
- ®'その共同体のなかで「農家の個人的〔私的〕所有」(屋敷地・耕地および草刈付属地)が確立しており、家族単位で働き、その土地については自由に用益していた。。
- ©'付属地のうち牧地はほとんど郷の「共同利用」に、シェロン行政区では草刈地もまた郷の共同利用にあった 9 。
- ®' 農民は大きな所有権を享受していた (®')が、黒い土地の「至上の所有権」 は分領侯、大公〔ツアリ〕に所属していた¹⁰。
- ®'「至上の所有者」である大公〔ツアリ〕 の力が大きく、大所有者による「賦役労

ま彼 独立

ば保 充当 「一

の首

移行

互の

規定 通し 北

野合たが、「付

、た 権」 てい

リ〕 没労 働」の私的掠奪が抑圧されており、租税の 割当てが漸次確立していった⁶。

®' 郷ミールは 長 を選出し、百人長をも推 挙して、租税の取り立てをおこなった。長 と百人長は郷農民の利害に立って、さらに 他の郷ミールとの事業の統一も行った¹¹¹。

といった特徴がみうけられる。©'の私的に分割された付属地(草刈場)における「農家の剰余労働」(⑥)としての性格よりはむしろ、農家に「私的に領有」されていた部分を含んでいたもようである。擬似的に「私的所有と領有」の「自由な小土地所有」の共同体型となっている。またこうした農民的土地所有から租税として「封建」国家(「至上の所有者」)に収奪される剰余労働の量については、17世紀に至るまできわめて軽微な度合であった120。

次に土地割替について、北部ロシアでは「農 家の所有地」にたいする共同体の介入は、中央 ロシアの領主地ミール ((ii) の②) に比べれば 実に弱かった。農民(農家)と郷ミールとの関 連は、「殷民が郷共同体に連合していた」とポ クロフスキーが表現しているような形態的内容 にあった13)。 従って,「割替」という慣習もま た。1665年アンドリヤノフ村の例証にみられる ように「特別な場合」に全面的な地割りとして 存在した。また、「スラヴ人の共同体」全体と して、「割替(対等、定期)」という性格は 17 世紀以降, それも人頭税導入(1722年), 1861 年改革による 結果として 19 世紀も後半に 顕著 にみられた現象である。このことは、農耕共同 体のスラヴ型がもつ類型的な特徴として、理論 的に整理される必要がある。このことも合わせ て,我々は「ロシア農奴制」のいっそうの展開 過程や租税システムの内容とその変遷を検討し て、ロシア「封建制」に関連して、さらにはロ

シアにおける「資本主義化」の問題に及んで 19 世紀のロシア・ミールについて論じなければならない。別稿を用意せねばならない 所 以 で ある。

- マルクス「ヴェ・ザスーリッチへの手紙」および「草稿」,前掲,391頁。福冨正実『共同体論争と所有の原理』(未来社,昭和46年)153頁。
- 2) 福冨, 同上, 第3章第2節を参照。
- 3) マルクス『経済学批判要網』(邦訳, 第3分冊) 409~410頁。
- 4) 望月『前掲書』, 430~440頁。
- 5) Goehrke, ebenda, SS. 27, 73, 160, 173.
- 6) マルクス, 同上, 409~410 頁。
- 7) Покровский, там же, стр. 165.
- 9) Там же, стр. 168.
- 10) 本稿第2章第1節を参照。
- 11) Покровский, там же, стр. 116.
- 12) Там же, стр. 184.
- 13) Там же, стр. 165.

(完) (昭48年10月)

(補注) ザドルガとロシア・ミールの関係については多くの研究性があるが、Jean Gaudemet, Les communautés familiales、Paris、1963. 第3章 第3節は検討を要する命題を含んでいる。本稿との関連で簡潔に触れると、次の点である。

形態比較分析はあるが歴史範疇的な規定がなされていない。従って、ミール=村落共同体かつ原古的制度(引)という把握で、大ロシアの領主地ミールに限定している(Op. cit., p. 156, 157)。ザドルガは家族共同体として「ミール」とは区別されて、中央、東欧とくにユーゴ、ロシアでは南に展開しているスラヴ共同体に限定している(Op. cit., pp. 132-137, 155-156)。ザドルガはそれを構成せしめる基本的なモメントとして血族共同体をもち、首長の権威下に(その権限は絶対的でなく、財産は共同体に属している)血族=生活・労働=財産の共同組織体であり、原古共同体の 標徹を保持している(Op. cit., pp. 135-141)。